

一般社団法人日本超音波検査学会 代議員および役員の定年に関する規約

平成 29 年 12 月 2 日 理事会承認 (制定)

2022 年 5 月 28 日 理事会承認 (改定)

第 1 条 (目的)

本規約は、一般社団法人日本超音波検査学会の代議員および役員の定年について、定款および代議員・役員選任規程を補完し明確にすることを目的として定める。

第 2 条 (定年の定義)

1. 代議員および理事の定年は満 65 歳とする。任期は定年年齢に達した事業年度のうち最終の定期総会の終結時までとする。
2. 監事の定年は満 70 歳とする。定年に達した際の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終の定期総会の終結時までとする。

第 3 条 (欠員の補充)

定年によって生じた代議員および役員の欠員補充は行わない。

第 4 条 (報告)

代議員および役員の定年は、理事長が定期総会の議題として報告する。

第 5 条 (改廃)

この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

本規約は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。